

施行：平成30年6月25日改正版

阿蘇地域世界農業遺産ロゴマーク利用の手引

阿蘇地域世界農業遺産ロゴマークとは

1) 阿蘇地域のPR

2) 阿蘇地域産品の販路拡大

3) 阿蘇地域の産業振興

を目的としたロゴです。

この目的に沿っていけば、食品をはじめ、Tシャツ、缶バッジ、キーホルダー、お土産品など様々なものに、県内外を問わず、どなたでもご利用いただけます。

ただし、食品に利用する場合は制限があります。食品への利用について詳しくはP7をご覧ください。

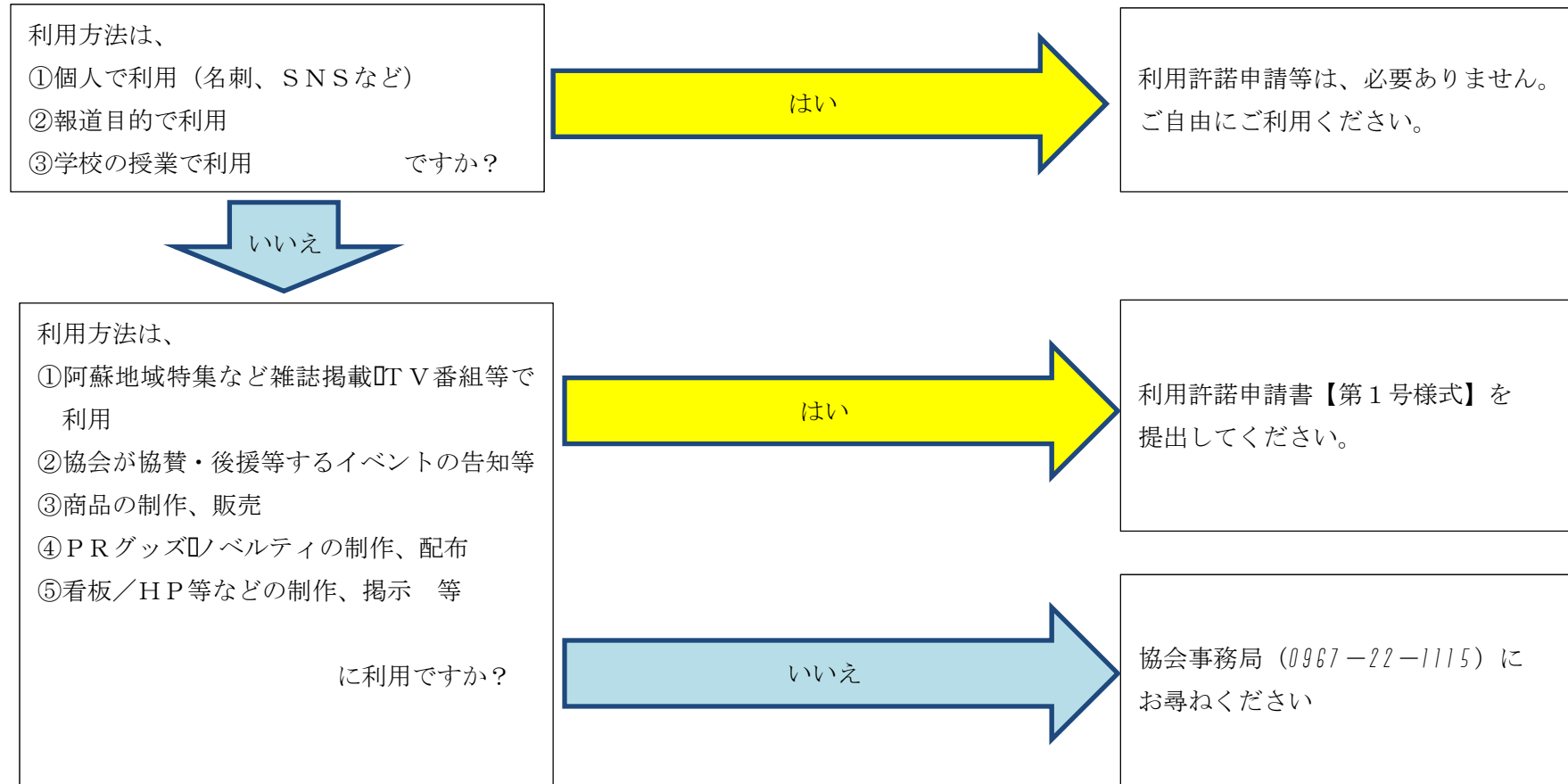
* 申請する前に必ずお読みください。

この手引きは、阿蘇地域世界農業遺産ロゴマークを利用する皆様が円滑に申請作業を行えるように作成した資料です。利用規程、様式及び様式記載例もご確認のうえご利用ください。

* 本「利用の手引き」は随時更新されます。申請前に必ず最新版をご確認・ご利用ください。



◎はじめに【申請フロー図】



*食品への利用に関しては、制限があります。食品への利用については7ページをご覧ください。

*ロゴマークは協会ホームページからダウンロードできます。より鮮明なデータが必要な場合は、協会事務局にご連絡ください。

◎申請書に必要事項をご記入のうえ、下記まで郵送または持参してください。

〒869-2612

熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402

阿蘇地域世界農業遺産推進協会事務局

(阿蘇地域振興局 農林部農業普及・振興課内)

TEL: 0967-22-1115

受付時間: 平日8:30~17:15



◎申請書はホームページからダウンロードしてお使いください。

<http://www.giahs-aso.jp/>

◎阿蘇地域世界農業遺産利用許諾申請手続きについて

別記様式第1号をご記載ください（記載例を参考に）。

添付書類リスト

	個人	団体	法人	行政	特例	備考
履歴事項全部証明書 （原本又は写し2部）	—	—	●	—	—	発行日から6か月以内のもの
身分証明書の写し （1部）	●	●	—	—	—	免許証・健康保険証など
会社概要又は事業内容が分かる パンフレットその他資料（1部）	●	●	●	—	●	特定の様式ではありません

- * くまモンの「熊本県PR事業者登録通知書」（有効期限内のもの）をお持ちの方は、その写しを添付していただくと省略できます。
- * 「団体」は、商業・法人登記をしていない団体であり、必要な身分証明書は代表者のものとなります。
- * 「行政」には、単に事務局を行政機関内に置く協議会等は該当しませんのでご注意ください。
- * 「特例」には、全県規模以上の参加者を集めるイベントの主催者が、そのイベントの告知物、記録物及びイベントにおける無償配布物のみの利用許可申請を行う場合のみ該当します（規程第3条第2項該当を除く）。イベントでロゴマークを利用した商品の販売を行う場合には該当しませんのでご注意ください。
- * 「行政」、「特例」において申請される場合、もしくは、くまモンの「熊本県PR事業者登録通知書」により添付書類を省略する場合、もしくは、協会構成員及び賛助会員が申請する場合については、様式第1号（第4条関係）内の暴力団の排除に係る誓約書兼同意書及び役員一覧表について記載する必要はありません。
- * 申請内容や受付状況によって許諾までの時間が異なります。
- * 利用許諾申請をされたデザインの変更や修正をして頂くことがあります。
- * 必ず利用許諾を受けてから量産してください。
- * 利用許諾をお断りする場合や利用の条件を付す場合があります。
- * 登録日から3年間有効です。

◎利用できるロゴ

印刷の色に指定があります。デザインをする際は下記を参考にしてください。

○図：色指定について

原則、ロゴの色を変更することはできません。HPでダウンロードした又は当方より送付するロゴのデータの配色をそのまま利用するか、モノクロでの利用となります。ただし、配色を変えることでコスト低減が図られる等、適当と認められる場合においてはその限りではありません。その場合は、利用許諾申請（別記様式第1号）及び利用許諾変更/更新申請書（別記様式第4号）のロゴ利用予定図・写真に配色変更後のイメージ図及び変更の理由をご記入ください。適当と認められる場合、利用許諾通知書（別記様式2号）に記した配色でのみロゴの配色変更を認めます。

拡大縮小は可能ですが、縦横比については変更しないようにしてください。



《ローマ字バージョン》



《漢字バージョン》

【使用例】

10ページで示す禁止事項のとおり、ロゴの近い場所に特定商品情報を配置することはできませんが、「阿蘇世界農業遺産」などの文言を配置することはできます。



阿蘇世界農業遺産



◎禁止事項

【*申請前に必ずご確認ください*】

- ・原則1 特定の商品／企業の「おすすめ」はできません。
- ・原則2 ロゴマークは変更せずに利用してください。
- ・原則3 決められた表示方法を守って利用してください。

【原則1】特定の商品／企業の「おすすめ」はできません。

パッケージや広告等で、特定の商品や企業の応援、紹介、説明をすることはできません。そのため下の「特定商品情報」が配置できるエリアを定めています。

「特定商品情報」とは

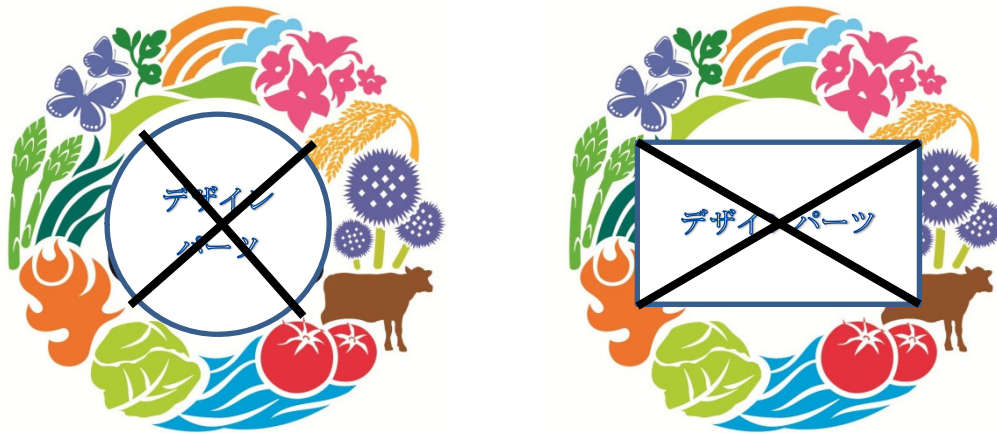
特定商品情報	備考
商品名	
商品画像	商品が特定できない一般的なものは可
価格情報／商品情報	
企業名／企業ロゴ／企業キャラクター	
おすすめ表現	

●ロゴの近い場所に特定商品情報を配置すると「おすすめ」と捉えやすいため、修正をお願いする場合があります。

半径の1.5倍の範囲内は特定情報の配置はできません。



- ロゴマークに別のデザインをかぶせることはできません。



◎食品への利用について

【原則】

食品へのロゴ利用につきましては、原則として以下を条件に利用を認めます。

- ①阿蘇G I A H S 認定地域（阿蘇市、小国町、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村。（以下同））内で生産された農林水産物、又はそれらを利用した加工品であること。
- ②阿蘇G I A H S 認定地域内ではないが、阿蘇の野草を活用して生産した農林水産物であること

【ロゴ利用ができる食品】

		農林水産物	左を利用した加工品
阿蘇 GIAHS 認定地域内		○	○
阿蘇 GIAHS 認定地域外	阿蘇地域の野草を活用	○	×
	それ以外	×	×

* 阿蘇G I A H S 認定地域内と認定地域外の農林水産物が混在する場合で、やむを得ないと判断されるものは、ロゴの利用を認めます。

◎利用許諾を受けたら

別記様式第2号（第9条関係）

阿蘇地域世界農業遺産ロゴマーク利用許諾書

平成 年 月 日

（申請者） 様

阿蘇地域世界農業遺産推進協会会長 印

申請のありました阿蘇地域世界農業遺産ロゴマーク利用につきまして、下記のとおり許諾することとしましたので通知します。
なお、利用にあたっては、阿蘇地域世界農業遺産ロゴマークの利用に関する規程第8条の規定を遵守されますようお願いいたします。

記

○利用を許諾する対象物（詳細は申請書副本のとおり）

名称	
----	--

○利用許諾番号

#	A						
---	---	--	--	--	--	--	--

※この許諾番号は、申請書副本に記載された「利用申請の対象物」に限り使用が認められたものであり、他の利用許諾を受けていない商品等への使用はできません。

○利用許諾期間

<input type="checkbox"/>	平成 年 月 日から3年間
--------------------------	---------------

この【利用許諾番号】が製品を量産する場合に必要です。
無くさないようにご注意ください。

利用許諾番号は番号はアルファベットの「A」から始まる5桁の番号です。

◎利用許諾を受けた後にも、利用のためにやっていただくことがあります。

1. 完成品の写真（場合によっては完成サンプル）を提出してください。
2. 製品には、利用許諾番号に加え、被許諾者・生産者・販売者等、製品に責任を持つものを明確に表示してください。
利用許諾申請に基づき、阿蘇地域世界農業遺産推進協会がロゴ使用の許諾を行っても、協会が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。
3. 年1回、売り上げの報告にご協力ください。
4. 利用許諾内容の変更や更新については、「変更・更新申請」が必要です。
（例）・会社の代表者、役員が変わった。
・会社の住所や担当者が変わった。
・デザインを変更・追加したい。
・商品を増産したい。
・利用許諾期間が終了した。
→様式第4号をご提出ください。